

規制の事前評価書

政策の名称	温泉の掘削の許可基準の追加等	
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号： 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp	
評価実施時期	平成19年10月1日	
規制の目的、内容及び必要性	<p>目的 温泉の掘削の許可の基準に、可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合を追加することにより、掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の危険を未然に防止する。</p> <p>内容 (1)掘削の許可基準の追加 許可基準の追加 都道府県知事による温泉の掘削の許可の基準として、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを追加する。 許可の取消し及び措置命令をできる場合の追加 都道府県知事が温泉の掘削の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずる場合として、(1)の技術基準に適合しない場合を追加する。 (2)施設等の変更の許可等 温泉の掘削の許可を受けた者は、施設の構造等について災害の防止上重要な変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。</p> <p>必要性 温泉の掘削に際しては、削孔により天然ガス溜まりを貫通して地表に可燃性天然ガスが噴出し、付近の点火源から引火して爆発し、人の生命・身体や公共の安全を害するおそれがある。これらの危険を未然に防止し、公共の安全を確保する観点から、災害の防止に関する技術基準をあらかじめ定め、それに適合するもののみを許可することが必要である。また、掘削の開始後、技術基準に適合することが担保されるよう、施設の構造等について重要な変更をする場合の許可制度を設けるとともに、取消し及び措置命令の要件に技術基準不適合を追加する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項	(1)温泉の掘削の許可基準等の追加(温泉法第4条第1項)、許可の取消し及び措置命令をできる場合の追加(温泉法第9条) (2)掘削の施設等の変更の許可(温泉法第7条の2)
想定される代替案	技術基準への適合を、掘削の許可基準として明文上追加せず、改正前の温泉法第4条第1項第2号の不許可要件(「前号に掲げるもののほか、掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき」)を根拠に、都道府県ごとの判断により、必要に応じ、天然ガスによる災害防止の観点からの対応を行うことが考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	技術基準に適合させるため、ガス噴出防止装置、ガス検知器の設置、周辺電気設備の防爆対策などの安全対策を講ずる必要があり、これらの対策に費用負担が生じる。(追加的な費用は多くとも数百万円程度であり、数千円程度の費用を要する温泉の掘削工事全体の費用に占める割合は比較的小さいと考えられる。)	都道府県知事が、掘削が公益を害するおそれがあると判断し、左記安全対策を求めた場合は、同様の費用が生じる。
(行政費用)	事務を行う都道府県において、技術基準を満たす適切な施設や設備等が備わっているか確認を行うための立入検査、監視・指導等に係る経費が発生する。	左記に同じ。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害を予め防止することができ、人の生命及び身体に対する危険を防止し、公共の安全を確保することができる。	左記に同じ。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>対策費用は生じるが、温泉の掘削に伴う災害を防止することは、掘削を行う者の当然の義務であり、安全対策を義務付ける必要がある。これに要する費用は、多くとも数百万円に止まり、数千円程度の費用を要する温泉の掘削工事全体の費用に占める割合は比較的小さいものである。</p> <p>なお、対策の義務付けに当たっては、技術的基準をあらかじめ定め、それに適合するもののみを許可することが、規制の明白性等の上で望ましいことから、都道府県ごとの判断による規制に委ねるのではなく、許可要件として法律上規定することが適切である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	有識者で構成される「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」の報告書において、温泉の掘削時の安全対策を講じる必要があるとされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成25年10月末までに行う予定。	
備考		